別紙１　本件土地

| 所在 | 地番 | 地積（㎡） | 地目 | 所有者 |
|---|---|---|---|---|
| 千葉市中央区長洲１丁目 | １番２の一部 | 220.09 | 宅地 | 千葉県土地開発公社 |
| 千葉市中央区長洲１丁目 | １番３の一部 | 14.96 | 宅地 | 千葉県土地開発公社 |
| 千葉市中央区長洲１丁目 | １番４の一部 | 129.12 | 宅地 | 千葉県土地開発公社 |
| 千葉市中央区長洲１丁目 | ４番２の一部 | 427.06 | 宅地 | 千葉県土地開発公社 |
| 千葉市中央区長洲１丁目 | ８番１ | 56.01 | 宅地 | 千葉県土地開発公社 |
| 千葉市中央区長洲１丁目 | ８番２ | 174.04 | 宅地 | 千葉県土地開発公社 |
| 千葉市中央区長洲１丁目 | ８番３ | 119.44 | 宅地 | 千葉県土地開発公社 |
| 千葉市中央区長洲１丁目 | ８番４ | 15.84 | 宅地 | 千葉県土地開発公社 |
| 千葉市中央区長洲１丁目 | ９番１ | 213.38 | 宅地 | 千葉県土地開発公社 |
| 千葉市中央区長洲１丁目 | ９番２の一部 | 437.53 | 宅地 | 千葉県土地開発公社 |
| 千葉市中央区長洲１丁目 | ９番３の一部 | 58.42 | 宅地 | 千葉県土地開発公社 |
| 千葉市中央区長洲１丁目 | ９番４の一部 | 198.1 | 宅地 | 千葉県土地開発公社 |
| 千葉市中央区長洲１丁目 | ９番５の一部 | 279.29 | 宅地 | 千葉県土地開発公社 |
| 千葉市中央区長洲１丁目 | ９番６の一部 | 104.66 | 宅地 | 千葉県土地開発公社 |
| 千葉市中央区長洲１丁目 | ９番７の一部 | 188.12 | 宅地 | 千葉県土地開発公社 |
| 千葉市中央区長洲１丁目 | ９番８の一部 | 76.08 | 宅地 | 千葉県土地開発公社 |
| 千葉市中央区長洲１丁目 | ９番９ | 57.62 | 宅地 | 千葉県土地開発公社 |
| 千葉市中央区長洲１丁目 | １０番１の一部 | 6384.17 | 宅地 | 千葉県 |
| 千葉市中央区長洲１丁目 | １５番６ | 43.96 | 宅地 | 千葉県 |
| 千葉市中央区長洲１丁目 | １６番４ | 115.27 | 宅地 | 千葉県 |
| 千葉市中央区長洲１丁目 | １６番８ | 0.25 | 宅地 | 千葉県 |
| 千葉市中央区長洲１丁目 | １６番９ | 140.06 | 宅地 | 千葉県 |

別紙２　特殊機器設置場所

特殊機器の納入場所は、以下のとおりとする。

○　通信指令システム　　千葉県警察本部（千葉市中央区長洲 1-10-1 他）

○　警備部会議室システム　　千葉県警察本部（千葉市中央区長洲 1-10-1 他）

○　刑事部会議室システム　　千葉県警察本部（千葉市中央区長洲 1-10-1 他）

通信指令システムのうち、警察署ネットワークシステムの設置場所は、以下のとおりとする。

| 番号 | 設置場所 | 所在地 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| １ | 千葉県警察本部 | 千葉市中央区長洲 1-10-1 他 | |
| ２ | 千葉中央警察署 | 千葉市中央区中央港 1-13-1 | |
| ３ | 千葉東警察署 | 千葉市若葉区小倉町 859-2 | |
| ４ | 千葉西警察署 | 千葉市美浜区真砂 2-1-1 | |
| ５ | 千葉南警察署 | 千葉市緑区おゆみ野中央 8-1-2 | |
| ６ | 千葉北警察署 | 千葉市稲毛区長沼原町 199-1 | |
| ７ | 習志野警察署 | 習志野市鷺沼台 2-4-1 | |
| ８ | 八千代警察署 | 八千代市萱田町 681-39 | |
| ９ | 船橋警察署 | 船橋市市場 4-18-1 | |
| １０ | 船橋東警察署 | 船橋市習志野台 7-9-20 | |
| １１ | 鎌ヶ谷警察署 | 鎌ヶ谷市初富 928-59 | |
| １２ | 市川警察署 | 市川市鬼高 4-4-1 | |
| １３ | 行徳警察署 | 市川市塩浜 3-10-18 | |
| １４ | 浦安警察署 | 浦安市美浜 5-13-2 | |
| １５ | 松戸警察署 | 松戸市松戸 558-2 | |
| １６ | 松戸東警察署 | 松戸市八ヶ崎 4-51-9 | |
| １７ | 野田警察署 | 野田市宮崎 147-4 | |
| １８ | 柏警察署 | 柏市松ヶ崎 722-1 | |
| １９ | 流山警察署 | 流山市三輪野山 744-4 | |
| ２０ | 我孫子警察署 | 我孫子市柴崎 904-1 | |
| ２１ | 佐倉警察署 | 佐倉市表町 3-17-1 | |
| ２２ | 四街道警察署 | 四街道市和良比 635-5 | |
| ２３ | 成田警察署 | 成田市加良部 3-5 | |
| ２４ | 成田国際空港警察署 | 成田市古込字込前 133 | |
| ２５ | 印西警察署 | 印西市大森 2514-13 | |
| ２６ | 佐原警察署 | 佐原市北 2-1-1 | |
| ２７ | 小見川警察署 | 香取郡小見川町小見川 1637 | |
| ２８ | 銚子警察署 | 銚子市春日町 1922-2 | |
| ２９ | 旭警察署 | 旭市二 1-1 | |
| ３０ | 八日市場警察署 | 八日市場市イ 559-1 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| ３１ | 成東警察署 | 山武郡成東町富田ト 1177-3 | |
| ３２ | 東金警察署 | 東金市北之幸谷 10-12 | |
| ３３ | 茂原警察署 | 茂原市早野新田 7 | |
| ３４ | 大原警察署 | 夷隅郡大原町大原 8312-4 | |
| ３５ | 勝浦警察署 | 勝浦市出水 1212-2 | |
| ３６ | 市原警察署 | 市原市八幡海岸通り 1965-17 | |
| ３７ | 木更津警察署 | 木更津市潮見 2-1-2 | |
| ３８ | 君津警察署 | 君津市久保 4-1-1 | |
| ３９ | 富津警察署 | 富津市海良 121-1 | |
| ４０ | 館山警察署 | 館山市北条 1090 | |
| ４１ | 千倉警察署 | 安房郡千倉町瀬戸 2916 | |
| ４２ | 鴨川警察署 | 鴨川市横渚 1465 | |
| ４３ | 自動車警ら隊 | 千葉市中央区中央港 1-71-1 | |
| ４４ | 鉄道警察隊 | 千葉市中央区新千葉 1-1-1　JR 千葉駅構内 | |
| ４５ | 水上警察隊 | 千葉市中央区中央港 1-12-1 | |
| ４６ | 第１機動捜査隊 | 千葉市中央区中央港 1-71-1 | |
| ４７ | 第２機動捜査隊 | 松戸市小根本 172-3 | |
| ４８ | 交通機動隊 | 千葉市中央区中央港 1-71-1 | |
| ４９ | 高速道路交通警察隊 | 千葉市稲毛区長沼原町 177 | |

通信指令室以外に設置する通信指令端末の設置場所は、以下のとおりとする。

| 番号 | 設置場所 | 所在地 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 1 | 警備部会議室 | 千葉市中央区長洲 1-10-1 他 | |
| 2 | 刑事部会議室 | 千葉市中央区長洲 1-10-1 他 | |

別紙３　サービス購入費の算定、支払方法及び改定

## １　サービス購入費の考え方

本事業に係るサービス購入費を、SPC に対して、以下のとおり支払う。なお、県は、提供されるサービスを一体のものとして購入し、その対価も一体のものとして、原則として事業期間にわたり平準化して支払うものとする。

## ２　支払の構成

サービス購入費は、以下の表１の項目により構成される。

表１　サービス購入費の内訳

| 区　分 | 内　訳 | 業　　務 | 構成される費用の内容 | 金額 |
|---|---|---|---|---|
| 施設整備費等 | 施設整備費 | VE提案書に伴う本件施設設計変更業務及びその関連業務 | 設計変更費 | 入札提案書による |
| | | 千葉県庁南庁舎の解体・撤去工事及びその関連業務 | 解体撤去費 | |
| | | 本件施設等（広報センターを除く）の建設・整備工事及びその関連業務 | 建設工事費、備品整備費 | |
| | | 広報センター整備業務 | 広報センター整備費 | |
| | | 工事監理業務 | 工事監理費 | |
| | | 周辺家屋影響調査・対策業務 | 周辺家屋影響調査対策費 | |
| | | 電波障害調査･対策業務 | 電波障害調査対策費 | |
| | | 電波伝搬路調査・対策業務 | 電波伝搬路調査対策費 | |
| | | 建設工事及びその関連業務に伴う各種申請等の業務 | 各種申請費 | |
| | | 施工完成検査･完成検査業務 | 施設等完成検査費 | |
| | | 引渡し業務 | 引渡し費 | |
| | | その他費用 | 建中金利 | |
| | | | 融資組成手数料その他施設整備に関する初期費用と認められる費用等 | |
| | 割賦手数料 | | 割賦支払に必要な割賦金利 | |
| 維持管理費 | 維持管理費 | 建物保守管理業務（点検･保守･修繕･更新その他一切の保守管理業務を含む。） | 建物保守管理費 | |
| | | 設備保守管理業務（点検･保守･修繕･更新その他一切の保守管理業務を含む。） | 設備保守管理費 | |
| | | 外構維持管理業務 | 外構維持管理費 | |
| | | 清掃業務（本件施設等内部及び本件土地内の清掃業務） | 清掃費 | |
| | | 植栽維持管理業務（点検･保守･修繕その他一切の保守管理業務を含む。） | 植栽維持管理費 | |
| | その他費用 | | 特別目的会社の運営費 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 法人税、法人住民税、法人事業税等法人の利益に対してかかる税金 | |
| | | | 特別目的会社の税引き後利益 | |
| 運営費 | 運営費 | 警備業務 | 警備費 | |
| | | 受付案内業務 | 受付案内費 | |
| | | 広報センター運営業務 | 広報センター運営費 | |
| 特殊機器整備費等 | 特殊機器整備費 | 特殊機器の設計･開発業務 | 特殊機器設計･開発費 | |
| | | 特殊機器の製作、設置業務及び関連業務（県下の各警察署等への設置及び関連業務を含む） | 特殊機器製作設置費 | |
| | | 特殊機器更新業務（契約書107条に基づく更新） | 特殊機器更新費 | |
| | 割賦手数料 | | 割賦支払に必要な割賦金利 | |
| 特殊機器保守管理費 | 特殊機器保守管理費 | 特殊機器の保守管理業務（警察本部庁舎及び県下の各警察署に整備した特殊機器の保守･修繕（更新費は除く）その他一切の保守管理業務を含む） | 特殊機器保守管理費 | |

## 3　支払の算定方法

サービス購入費を構成する支払区分ごとの支払方法等は以下のとおりとする。

### (1)　施設整備費等

本契約締結後に、施設整備に係る国庫補助金が県に交付される場合、県は、施設整備費等を一時払金と、割賦払金に分けて支払う。

#### ア　施設整備費等一時払金

本契約締結後に、施設整備に係る国庫補助金が県に交付される場合、県は SPC に対して、施設整備の出来形に応じ、第 7 項記載の施設整備費等一時払金を支払う。現時点で想定している内訳及び支払時期は表 2 に示すとおりとする。

表 2　施設整備費等一時払金

| 出来形確認年月 | 予定価格に対する支払額の割合 | 支払期限 |
|---|---|---|
| 平成 19 年 3 月 | 0.4% | 平成 19 年 5 月 |
| 平成 20 年 3 月 | 2.0% | 平成 20 年 5 月 |
| 平成 21 年 3 月 | 4.5% | 平成 21 年 5 月 |
| 平成 21 年 5 月 | 1.2% | 平成 21 年 7 月 |

県は、各年度の施設整備費等一時払金の確認出来形、一時払金額を各支払年度の４月末までに SPC に通知する。

なお、表 2 に示す予定価格に対する割合に基づく施設整備費等一時払金額は契約時に決定し、平成 18 年 3 月末日までに変更があった場合、かかる変更に伴い SPC に発生する追加費用は SPC の負担とし、それ以降に変更があった場合は合理的範囲で県の負担とする。

**イ　施設整備費等割賦払金**

施設整備費等一時払金以外の施設整備費は、事業期間にわたり第 7 項記載の額を支払う。支払回数は、年 2 回とし、各回平準化した支払となるよう算定する。

**ウ　割賦手数料**

割賦手数料は、元利均等払を前提とする支払金利により算定する。

支払金利は、基準金利と SPC の提案によるスプレッドの合計とする。

基準金利は、東京時間午前 10 時現在の東京スワップ･レファレンス･レート（T.S.R）としてテレレート 17143 ページに表示されている 6 ヶ月 LIBOR ベース 10 年物（円／円）金利スワップレートとする。金利の固定は施設引渡し日の 2 銀行営業日前とする。

**(2)　維持管理費**

県は、維持管理費を事業期間にわたり第 7 項記載の額を支払う。支払回数は年 2 回とし、修繕・更新費等を勘案し、平成 21 年 6 月から平成 26 年 3 月まで、平成 26 年 4 月から平成 31 年 3 月まで、平成 31 年 4 月から平成 36 年 3 月まで、平成 36 年 4 月から平成 41 年 3 月までの 4 期それぞれの期間において、各回平準化した支払となるよう算定する。

**(3)　運営費**

**ア　警備費・受付案内費**

県は、警備費・受付案内費を事業期間にわたり第 7 項記載の額を支払う。支払回数は年 2 回とし、各回平準化した支払となるよう算定する。

**イ　広報センター運営費**

県は、広報センター運営費を事業期間にわたり第 7 項記載の額を支払う。支払回数は年 2 回とし、各回平準化した支払となるよう算定する。

**(4)　特殊機器整備費等**

県は、特殊機器整備費等を事業期間にわたり事業契約に定める額を支払う。支払回数は年 2 回とし、各回平準化した支払となるよう算定する。

割賦手数料は、元利均等払を前提とする支払金利により算定する。

支払金利は、基準金利と SPC の提案によるスプレッドの合計とする。

基準金利は、東京時間午前 10 時現在の東京スワップ･レファレンス･レート（T.S.R）としてテレレート 17143 ページに表示されている 6 ヶ月 LIBOR ベース 10 年物（円／円）金利スワップレートとする。金利の固定は施設引渡し日の 2 銀行営業日前とする。

**(5)　特殊機器保守管理費**

県は、特殊機器保守管理費を事業期間にわたり第 7 項記載の額を支払う。支払回数は年 2 回とし、各回平準化した支払となるよう算定する。

**4　支払期間**

サービス購入費の支払期間は以下のとおりとする。

| 区　分 | 支払期間 | |
|---|---|---|
| 施設整備費等一時払金 | 平成 19 年○月から平成 22 年○月まで | |
| 施設整備費等割賦払金 | 平成 21 年○月から平成 41 年○月まで | |
| 維持管理費 | 第 1 期 | 平成 21 年○月から平成 26 年○月まで |
| | 第 2 期 | 平成 26 年○月から平成 31 年○月まで |
| | 第 3 期 | 平成 31 年○月から平成 36 年○月まで |
| | 第 4 期 | 平成 36 年○月から平成 41 年○月まで |
| 運営費 | 平成 21 年○月から平成 41 年○月まで | |
| 特殊機器整備費等 | 平成 21 年○月から平成 31 年○月まで | |
| 特殊機器保守管理費 | 平成 21 年○月から平成 31 年○月まで | |

## 5　支払手続き

サービス購入費に係る支払手続きは以下のとおりとする。

- SPC は県に対して、毎月業務終了後 7 日以内に業務報告書を提出する。
- 県は、報告書の提出を受けた後、必要に応じてモニタリングを行う。
- 県は、業務報告書受領後 10 日以内に、モニタリングの結果を通知する。また、県は、各支払対象期間の最後の業務報告書を受領した後 10 日以内に、当該月のモニタリングの結果を通知すると同時に、6 ヶ月分の減額ポイントの合計を計算し、SPC に支払額を通知する。
- SPC は、支払額通知受領後、速やかに県に対して請求書を提出する。
- 支払対象期間は各年度 4 月 1 日から 9 月を上期、10 月から 3 月を下期とし、上期に関する支払は 11 月末日、下期に関する支払は 5 月末日とする。

## 6　サービス購入費の改定及び変更

### (1)　施設整備費等の改定

事業期間中の金利変動に対応して、施設整備費等割賦払金を改定する。

支払金利は基準金利と SPC の提案によるスプレッドの合計とする。

基準金利は、東京時間午前 10 時現在の東京スワップ･レファレンス･レート（T.S.R）としてテレレート 17143 ページに表示されている 6 ヶ月 LIBOR ベース 10 年物（円／円）金利スワップレートとする。改定後基準金利の決定日は平成 31 年 4 月 1 日とする。

### (2)　維持管理費、運営費、特殊機器保守管理費の改定

事業期間中の物価変動に対応して、維持管理費、運営費、特殊機器保守管理費を改定する。

本契約に定めた維持管理費、運営費、特殊機器保守管理費を基準額とし、2 年度目以降 9 月 1 日時点で公表されている最新の「企業向けサービス価格指数」（物価指数月報・日銀調査統計局）に基づき各年度の購入費を確定する。改定したサービス購入費は翌年度 4 月 1 日以降の支払に反映させる。

なお、改定率に小数点以下第４位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。見直しの周期は１年に１回とし、前回改定が行われた時と比べて 1 ポイント以上の変動が認められる場合に維持管理・運営費の改定を行う。

計算式は以下の通り。

改定後の支払額： $AP_t = AP_{t-1} \times (CSPI_{t-1}/CSPI_{t-2})$

$AP_t$ = t 年度の各業務のサービス購入費

$CSPI_t$ = t 年度の「企業向けサービス価格指数」

なお、第 1 回の見直しは、平成 21 年 9 月 1 日と平成 22 年 9 月 1 日の指標に基づき行う。

| 区分 | 業務 | | 指標 |
|---|---|---|---|
| 維持管理費 | 維持管理業務 | 建物保守管理業務 | 企業向けサービス価格指数－建物サービス |
| | | 設備保守管理業務 | 企業向けサービス価格指数－建物サービス |
| | | 外構維持管理業務 | 企業向けサービス価格指数－建物サービス |
| | | 清掃業務 | 企業向けサービス価格指数－建物サービス |
| | | 植栽維持管理業務 | 企業向けサービス価格指数－建物サービス |
| 運営費 | 運営業務 | 警備業務 | 企業向けサービス価格指数－警備 |
| | | 受付案内業務 | 企業向けサービス価格指数－労働者派遣サービス |
| | | 広報センター運営業務 | 企業向けサービス価格指数－労働者派遣サービス |
| 特殊機器保守管理費 | 特殊機器保守管理業務 | 特殊機器の保守管理業務 | 企業向けサービス価格指数－情報サービス |

なお、SPC の提案内容、市場の変動等により、改定に用いる指標が実態に整合しない場合には、県と SPC で協議を行うものとする。

## 7　サービス購入費の金額及び支払いスケジュール

### (1)　施設整備費等一時払金

| 支払回数 | 支払対象期間 | 金額（消費税込） |
|---|---|---|
| 1 | 平成 18 年度 | 円 |
| 2 | 平成 19 年度 | 円 |
| 3 | 平成 20 年度 | 円 |
| 4 | 平成 21 年度 | 円 |

## (2) 施設整備費等割賦払金

| 支払回数 | 支払対象期 | 金額 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 割賦元本（消費税込み） | 割賦金利（非課税） | 合計 |
| 1 | 平成 21 年度上期 | 円 | 円 | 円 |
| 2 | 平成 21 年度下期 | 円 | 円 | 円 |
| 3 | 平成 22 年度上期 | 円 | 円 | 円 |
| 4 | 平成 22 年度下期 | 円 | 円 | 円 |
| 5 | 平成 23 年度上期 | 円 | 円 | 円 |
| 6 | 平成 23 年度下期 | 円 | 円 | 円 |
| 7 | 平成 24 年度上期 | 円 | 円 | 円 |
| 8 | 平成 24 年度下期 | 円 | 円 | 円 |
| 9 | 平成 25 年度上期 | 円 | 円 | 円 |
| 10 | 平成 25 年度下期 | 円 | 円 | 円 |
| 11 | 平成 26 年度上期 | 円 | 円 | 円 |
| 12 | 平成 26 年度下期 | 円 | 円 | 円 |
| 13 | 平成 27 年度上期 | 円 | 円 | 円 |
| 14 | 平成 27 年度下期 | 円 | 円 | 円 |
| 15 | 平成 28 年度上期 | 円 | 円 | 円 |
| 16 | 平成 28 年度下期 | 円 | 円 | 円 |
| 17 | 平成 29 年度上期 | 円 | 円 | 円 |
| 18 | 平成 29 年度下期 | 円 | 円 | 円 |
| 19 | 平成 30 年度上期 | 円 | 円 | 円 |
| 20 | 平成 30 年度下期 | 円 | 円 | 円 |
| 21 | 平成 31 年度上期 | 円 | 円 | 円 |
| 22 | 平成 31 年度下期 | 円 | 円 | 円 |
| 23 | 平成 32 年度上期 | 円 | 円 | 円 |
| 24 | 平成 32 年度下期 | 円 | 円 | 円 |
| 25 | 平成 33 年度上期 | 円 | 円 | 円 |
| 26 | 平成 33 年度下期 | 円 | 円 | 円 |
| 27 | 平成 34 年度上期 | 円 | 円 | 円 |
| 28 | 平成 34 年度下期 | 円 | 円 | 円 |
| 29 | 平成 35 年度上期 | 円 | 円 | 円 |
| 30 | 平成 35 年度下期 | 円 | 円 | 円 |
| 31 | 平成 36 年度上期 | 円 | 円 | 円 |
| 32 | 平成 36 年度下期 | 円 | 円 | 円 |
| 33 | 平成 37 年度上期 | 円 | 円 | 円 |
| 34 | 平成 37 年度下期 | 円 | 円 | 円 |
| 35 | 平成 38 年度上期 | 円 | 円 | 円 |
| 36 | 平成 38 年度下期 | 円 | 円 | 円 |
| 37 | 平成 39 年度上期 | 円 | 円 | 円 |
| 38 | 平成 39 年度下期 | 円 | 円 | 円 |
| 39 | 平成 40 年度上期 | 円 | 円 | 円 |
| 40 | 平成 40 年度下期 | 円 | 円 | 円 |
| | 合計 | 円 | 円 | 円 |

### (3) 維持管理費

| 支払回数 | 支払対象期 | 金額 |
|---|---|---|
| 1 | 平成 21 年度上期 | 円 |
| 2 | 平成 21 年度下期 | 円 |
| 3 | 平成 22 年度上期 | 円 |
| 4 | 平成 22 年度下期 | 円 |
| 5 | 平成 23 年度上期 | 円 |
| 6 | 平成 23 年度下期 | 円 |
| 7 | 平成 24 年度上期 | 円 |
| 8 | 平成 24 年度下期 | 円 |
| 9 | 平成 25 年度上期 | 円 |
| 10 | 平成 25 年度下期 | 円 |
| 11 | 平成 26 年度上期 | 円 |
| 12 | 平成 26 年度下期 | 円 |
| 13 | 平成 27 年度上期 | 円 |
| 14 | 平成 27 年度下期 | 円 |
| 15 | 平成 28 年度上期 | 円 |
| 16 | 平成 28 年度下期 | 円 |
| 17 | 平成 29 年度上期 | 円 |
| 18 | 平成 29 年度下期 | 円 |
| 19 | 平成 30 年度上期 | 円 |
| 20 | 平成 30 年度下期 | 円 |
| 21 | 平成 31 年度上期 | 円 |
| 22 | 平成 31 年度下期 | 円 |
| 23 | 平成 32 年度上期 | 円 |
| 24 | 平成 32 年度下期 | 円 |
| 25 | 平成 33 年度上期 | 円 |
| 26 | 平成 33 年度下期 | 円 |
| 27 | 平成 34 年度上期 | 円 |
| 28 | 平成 34 年度下期 | 円 |
| 29 | 平成 35 年度上期 | 円 |
| 30 | 平成 35 年度下期 | 円 |
| 31 | 平成 36 年度上期 | 円 |
| 32 | 平成 36 年度下期 | 円 |
| 33 | 平成 37 年度上期 | 円 |
| 34 | 平成 37 年度下期 | 円 |
| 35 | 平成 38 年度上期 | 円 |
| 36 | 平成 38 年度下期 | 円 |
| 37 | 平成 39 年度上期 | 円 |
| 38 | 平成 39 年度下期 | 円 |
| 39 | 平成 40 年度上期 | 円 |
| 40 | 平成 40 年度下期 | 円 |
| | 合計 | 円 |

### (4) 運営費

| 支払回数 | 支払対象期 | 金額 |
|---|---|---|
| 1 | 平成 21 年度上期 | 円 |
| 2 | 平成 21 年度下期 | 円 |
| 3 | 平成 22 年度上期 | 円 |
| 4 | 平成 22 年度下期 | 円 |
| 5 | 平成 23 年度上期 | 円 |
| 6 | 平成 23 年度下期 | 円 |
| 7 | 平成 24 年度上期 | 円 |
| 8 | 平成 24 年度下期 | 円 |
| 9 | 平成 25 年度上期 | 円 |
| 10 | 平成 25 年度下期 | 円 |
| 11 | 平成 26 年度上期 | 円 |
| 12 | 平成 26 年度下期 | 円 |
| 13 | 平成 27 年度上期 | 円 |
| 14 | 平成 27 年度下期 | 円 |
| 15 | 平成 28 年度上期 | 円 |
| 16 | 平成 28 年度下期 | 円 |
| 17 | 平成 29 年度上期 | 円 |
| 18 | 平成 29 年度下期 | 円 |
| 19 | 平成 30 年度上期 | 円 |
| 20 | 平成 30 年度下期 | 円 |
| 21 | 平成 31 年度上期 | 円 |
| 22 | 平成 31 年度下期 | 円 |
| 23 | 平成 32 年度上期 | 円 |
| 24 | 平成 32 年度下期 | 円 |
| 25 | 平成 33 年度上期 | 円 |
| 26 | 平成 33 年度下期 | 円 |
| 27 | 平成 34 年度上期 | 円 |
| 28 | 平成 34 年度下期 | 円 |
| 29 | 平成 35 年度上期 | 円 |
| 30 | 平成 35 年度下期 | 円 |
| 31 | 平成 36 年度上期 | 円 |
| 32 | 平成 36 年度下期 | 円 |
| 33 | 平成 37 年度上期 | 円 |
| 34 | 平成 37 年度下期 | 円 |
| 35 | 平成 38 年度上期 | 円 |
| 36 | 平成 38 年度下期 | 円 |
| 37 | 平成 39 年度上期 | 円 |
| 38 | 平成 39 年度下期 | 円 |
| 39 | 平成 40 年度上期 | 円 |
| 40 | 平成 40 年度下期 | 円 |
| | 合計 | 円 |

## (5)　特殊機器整備費等

| 支払回数 | 支払対象期 | 金額 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 割賦元本（消費税込み） | 割賦金利（非課税） | 合計 |
| 1 | 平成 21 年度上期 | 円 | 円 | 円 |
| 2 | 平成 21 年度下期 | 円 | 円 | 円 |
| 3 | 平成 22 年度上期 | 円 | 円 | 円 |
| 4 | 平成 22 年度下期 | 円 | 円 | 円 |
| 5 | 平成 23 年度上期 | 円 | 円 | 円 |
| 6 | 平成 23 年度下期 | 円 | 円 | 円 |
| 7 | 平成 24 年度上期 | 円 | 円 | 円 |
| 8 | 平成 24 年度下期 | 円 | 円 | 円 |
| 9 | 平成 25 年度上期 | 円 | 円 | 円 |
| 10 | 平成 25 年度下期 | 円 | 円 | 円 |
| 11 | 平成 26 年度上期 | 円 | 円 | 円 |
| 12 | 平成 26 年度下期 | 円 | 円 | 円 |
| 13 | 平成 27 年度上期 | 円 | 円 | 円 |
| 14 | 平成 27 年度下期 | 円 | 円 | 円 |
| 15 | 平成 28 年度上期 | 円 | 円 | 円 |
| 16 | 平成 28 年度下期 | 円 | 円 | 円 |
| 17 | 平成 29 年度上期 | 円 | 円 | 円 |
| 18 | 平成 29 年度下期 | 円 | 円 | 円 |
| 19 | 平成 30 年度上期 | 円 | 円 | 円 |
| 20 | 平成 30 年度下期 | 円 | 円 | 円 |
| | 合計 | 円 | 円 | 円 |

### (6) 特殊機器保守管理費

| 支払回数 | 支払対象期 | 金額 |
|---|---|---|
| 1 | 平成 21 年度上期 | 円 |
| 2 | 平成 21 年度下期 | 円 |
| 3 | 平成 22 年度上期 | 円 |
| 4 | 平成 22 年度下期 | 円 |
| 5 | 平成 23 年度上期 | 円 |
| 6 | 平成 23 年度下期 | 円 |
| 7 | 平成 24 年度上期 | 円 |
| 8 | 平成 24 年度下期 | 円 |
| 9 | 平成 25 年度上期 | 円 |
| 10 | 平成 25 年度下期 | 円 |
| 11 | 平成 26 年度上期 | 円 |
| 12 | 平成 26 年度下期 | 円 |
| 13 | 平成 27 年度上期 | 円 |
| 14 | 平成 27 年度下期 | 円 |
| 15 | 平成 28 年度上期 | 円 |
| 16 | 平成 28 年度下期 | 円 |
| 17 | 平成 29 年度上期 | 円 |
| 18 | 平成 29 年度下期 | 円 |
| 19 | 平成 30 年度上期 | 円 |
| 20 | 平成 30 年度下期 | 円 |
| | 合計 | 円 |

別紙４　工事完成図書

工事完成図書は、以下のとおりとする。提出時の体裁、部数等については、別途県が指示する。

１．工事完了届
２．目的物引渡書・同受領書
３．工事完成検査報告書
４．鍵及び備品、予備品引渡書・同受領書
５．官公署関係書類
６．保守工事連絡先一覧表
７．主要下請業者及び主要資材業者一覧表
８．主要機器及び材料製造業者一覧表
９．各種保証書
１０．施設関係竣工図一式
１１．主要機器承認図及び試験成績表
１２．設備関係測定記録
１３．建物使用説明書
１４．設備機器取扱説明書
１５．竣工写真
１６．その他必要書類

別紙５　事業日程

本事業の事業日程は、以下の通りとする。ただし、下記の日程はいずれも予定日であり、事業期間中にこれを変更する場合には、新しい日程をその都度県及び SPC が書面で確認するものとする。

事業日程

| | |
|---|---|
| VE 提案による設計変更 | 平成１７年○月○日～平成１８年○月○日 |
| 千葉県庁南庁舎の解体・撤去 | 平成１８年○月○日～平成１８年○月○日 |
| 施設の建設 | 平成１８年○月○日～平成２１年○月○日 |
| 特殊機器整備計画書作成 | 平成○年○月○日～平成○年○月○日 |
| 特殊機器整備計画書提出期限 | 平成○年○月○日 |
| 特殊機器基本設計 | 平成○年○月○日～平成○年○月○日 |
| 特殊機器基本設計図書の提出期限 | 平成○年○月○日 |
| 特殊機器実施設計 | 平成○年○月○日～平成○年○月○日 |
| 特殊機器実施設計図書の提出期限 | 平成○年○月○日 |
| ソフトウエア仕様書作成 | 平成○年○月○日～平成○年○月○日 |
| ソフトウエア仕様書の提出期限 | 平成○年○月○日 |
| ソフトウエアの作成 | 平成○年○月○日～平成○年○月○日 |
| ハードウエア仕様書作成 | 平成○年○月○日～平成○年○月○日 |
| ハードウエア仕様書の提出期限 | 平成○年○月○日 |
| 特殊機器の調達・製作 | 平成○年○月○日～平成○年○月○日 |
| 基本システム設置 | 平成○年○月○日～平成○年○月○日 |
| 特殊機器据付工事 | 平成○年○月○日～平成○年○月○日 |
| 試験調整 | 平成○年○月○日～平成○年○月○日 |
| 特殊機器の引渡し | 平成○年○月○日 |
| 更新計画書の作成 | 平成○年○月○日～平成○年○月○日 |
| システム更新日 | 平成○年○月○日 |
| 施設の引渡し | 平成２１年○月○日 |
| 施設の維持管理・運営業務開始 | 平成２１年６月１日 |
| 広報センターの運営業務開始 | 平成２１年６月１日 |
| 特殊機器の保守管理業務開始 | 平成２１年６月１日 |
| 広報センターの運営業務終了 | 平成３１年３月３１日 |
| 特殊機器の保守管理業務終了 | 平成３１年３月３１日 |
| 施設の維持管理業務終了 | 平成４１年３月３１日 |

※　上記表中の「基本システム」とは、要求水準書通信指令システム編（概要版）に記載の本事業以外で整備するシステムを示す。

別紙 6　第三者委託申請書

# 業務委託申請書

平成〇年〇月〇日

千葉県知事
　　堂本暁子　様

SPC　　住　所
　　氏　名
　　代表者

SPC は、千葉県警察本部新庁舎建設等事業における事業契約書第 9 条の規定に基づき、以下の業務を委託することを申請します。

| | |
|---|---|
| 委託業務内容 | |
| 委託者商号 | |
| 委託者住所 | |
| 委託開始年月日 | |
| 委託終了年月日 | |

【　　SPC 名　　】　様

上記申請について承認します。

千葉県知事

別紙 7　各種申請報告書

# 申請報告書

平成〇年〇月〇日

千葉県知事
　　堂本暁子　様

SPC　　住　所
　　氏　名
　　代表者

SPC は、千葉県警察本部新庁舎建設等事業における事業契約書第 11 条の規定に基づき、以下の許認可・届出を完了したことを報告します。

| | |
|---|---|
| 許認可・届出名 | |
| 根拠法令等 | |
| 提出先 | |
| 申請年月日 | |
| 完了年月日 | |

別紙 8　近隣対策報告書

# 近隣対策報告書

平成〇年〇月〇日

千葉県知事
　　堂本暁子　様

SPC　　住　所
　　氏　名
　　代表者

SPC は、千葉県警察本部新庁舎建設等事業における事業契約書第 12 条の規定に基づき、以下の近隣対策を開始する・完了したことを報告します。

| | |
|---|---|
| | |
| | |
| | |
| | |

別紙９　土地使用貸借契約書

# 土地使用貸借契約書

千葉県（以下「甲」という。）　と[SPC]（以下「乙」という。）は、千葉県警察本部新庁舎建設等事業（以下「本事業」という。）に関する土地の使用貸借について、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。なお、本契約本文で定義するもののほか、本契約において使用する用語は、甲と乙との間で平成〇年〇月〇日付けで締結された本事業の事業契約書（以下、「事業契約」という。）に規定する定義に基づくものとする。

（本件土地）

第１条　甲は、乙に対し、甲及び千葉県土地開発公社が所有する別紙 1（本件土地）記載の土地（各不動産の所有者については別紙１記載のとおり。以下、これらの土地を総称して「本件土地」という。）を無償で貸し付け、乙はこれを借り受けるものとする。

２　乙は本件土地を、事業契約に基づく千葉県庁南庁舎の撤去工事及びその関連業務並びに千葉県警察本部新庁舎とその付帯設備（以下「本件施設」という。）の建設及びその関連業務を行う目的にのみ使用する。

３　甲は本件土地のうち千葉県土地開発公社の所有する土地について、乙が前項の目的で使用できるよう甲の責任と費用において必要な措置をとるものとする。

（使用貸借期間）

第２条　使用貸借の期間は、事業契約上の建設期間とする。ただし、事業契約[第２３条]の規定により、本件施設の工期限が変更になった場合には、使用貸借期間の終期は当該工期限までとする。

（本件土地の引渡し）

第３条　本件土地は、前条に規定する使用貸借期間の初日に甲から乙に引き渡すものとする。

（本件土地の使用等）

第４条　乙は、第１条第２項に定める目的に従って、善良な管理者の注意をもって本件土地を使用し、維持管理しなければならない。また、乙は、本件土地を補修する義務を負う。

２　乙は、本件土地の維持管理に通常必要な諸経費、補修費及び改良等にかかる有益費（甲の要求による場合を除く）その他本件土地の使用に伴い要する費用を全て負担する。ただし、甲若しくは千葉県土地開発公社の責めに帰すべき事由又は不可抗力により上記費用が発生した場合は、この限りではない。

３　乙は、本件土地について甲の承諾を得ないで現状を変更し（事業契約で規定しているものを除く）、又は本件土地上に本件施設以外の施設を建設してはならない。

（本件土地の使用状況等の変更）

第５条　乙は、本件土地において、第１条に定める目的以外の目的に本件土地を使用するときは、あらかじめ理由を付した書面をもって甲に申請し、甲の承諾を受けなければならない。本件土地の現状を変更しようとするとき（事業契約で規定しているものを除く）も、また同様とする。

（通知義務）

第６条　乙は、本件土地の境界についての紛争その他本件土地に対して権利を主張する者がある場合又は本件土地の全部若しくは一部が滅失し、若しくは損傷した場合は、直ちに書面をもって甲に通知しなければならない。

（土地の転貸等の禁止）

第７条　乙は、甲の承諾を得ないで、第三者に対して本契約に基づく使用借権を譲渡し、又は本件土地を転貸してはならない。

（使用上の損傷等）

第８条　乙は、その責めに帰すべき事由により本件土地を毀損した場合、直ちに第６条に基づく通知を行った上、自己の負担において本件土地を毀損前の状態に回復しなければならない。

（実地調査等）

第９条　甲は、本契約に定める乙の義務の履行状況について随時実地に調査し、又は、参考となるべき資料の提出若しくは報告を求めることができる。この場合において、乙は、正当な理由なくその調査を拒み、若しくは妨げ、又は、資料の提出若しくは報告を怠ってはならない。

（本契約の解除等）

第１０条　次に掲げる事由の一に該当する場合、甲は、使用貸借の期間中にもかかわらず、直ちに本契約を解除することができる。

（１）乙が本契約に定める義務に違反した場合

（２）事業契約の全部が解除された場合

（３）本件土地を甲又は千葉県土地開発公社において公共用又は公用に供するため必要を生じた場合

２　前項（１）又は（２）の事由により本契約が解除された場合で、乙が損害を受けることがあっても、甲は、その賠償の責めを負わないものとする。

３　第１項（３）の事由によって本契約が解除された場合で、乙が損失を受けるときは、甲がその損失を補償するものとし、補償額については甲と乙とが協議して定めるものとする。

（本件土地の返還）

第１１条　乙は、本契約終了後事業契約に従って速やかに甲に対して本件土地を返還する。

（有益費等の放棄）

第１２条　乙は、本契約が終了した場合において本件土地を返還するときは、乙が支出した必要

費及び有益費等については、甲及び千葉県土地開発公社に対しその償還等の請求をすることができない。

（損害賠償）

第１３条　乙は、本契約に違反したために甲又は千葉県土地開発公社に損害を与えたときは、その損害を甲又は千葉県土地開発公社に賠償しなければならない。甲は、本契約に違反したために乙に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（契約の費用）

第１４条　本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（管轄裁判所）

第１５条　本契約に関する紛争は、第一審について千葉地方裁判所を専属管轄裁判所とする。

（疑義の決定等）

第１６条　本契約について疑義が生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

甲　千葉県
　　千葉県知事

乙

別紙 10　使用貸借契約書

# 施設使用貸借契約書

千葉県（以下「甲」という。）と[SPC]（以下「乙」という。）は、千葉県警察本部新庁舎建設等事業（以下「本事業」という。）における福利厚生諸室及び喫茶店運営業務（以下「福利厚生諸室等運営業務」という。）を実施するにあたっての施設使用貸借について、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。なお、本契約本文で定義するもののほか、本契約において使用する用語は、甲と乙との間で平成〇年〇月〇日付けで締結された本事業の事業契約書（以下、「事業契約」という。）に規定する定義に基づくものとする。

（貸付施設）

第１条　甲は、乙に対し、次の施設（以下、「本件貸付施設」という。）を、次の目的で、第２条に規定する期間中無償で貸し付け、乙はこれを借り受けるものとする。

（１）　本件貸付施設
福利厚生諸室及び喫茶店

（２）　目的
乙が、事業契約に基づき、福利厚生諸室等運営業務を実施することを目的とする。

（貸付期間）

第２条　本件貸付施設の貸付期間は、平成２１年６月１日から平成４１年３月３１日までとする。ただし、事業契約の規定により、事業日程に変更があった場合には、上記期間の始期は変更後の維持管理・運営業務開始日に、終期は変更後の維持管理・運営業務終了日に変更されるものとする。

（本件貸付施設の引渡し）

第３条　甲は、乙に対し、第２条に定める貸付期間の初日に本件貸付施設を引き渡すものとする。

（本件貸付施設の使用等）

第４条　乙は、第１条に定める目的に従って、善良な管理者の注意をもって本件貸付施設を使用し、維持管理しなければならない。また、乙は、本件貸付施設を補修する義務を負う。

２　乙は、本件貸付施設の維持管理に通常必要な諸経費、補修費及び改良等にかかる有益費（甲の要求による場合を除く）その他本件貸付施設の使用に伴い要する費用を全て負担する。

３　乙は、本件貸付施設について甲の承認を得ないで現状を変更してはならない。

４　乙は、本件貸付施設の全部又は一部が損壊した場合は、直ちに書面をもって甲に通知しなければならない。

５　乙が第１項の注意義務を果たさなかったことによって前項の損壊が発生し、これにより第三者に損害を与えた場合には、乙がその賠償の責めを負い、甲が乙に代って賠償した場合には、

甲は、当該賠償に要した費用を乙に求償することができる。

6　乙は、甲が書面で承認する場合に限り、福利厚生諸室等運営業務の実施を目的とする第三者に本件貸付施設の全部又は一部を転貸することができる。

7　甲が前項の承認をするには、次の条件を充たしていることを要する。

（1）　当該第三者による福利厚生諸室等運営業務が、事業契約に定める維持管理業務、他の運営業務、特殊機器保守管理業務の妨げにならないこと。

（2）　当該第三者が、本件貸付施設を公の秩序又は善良の風俗に反する目的の用その他近隣住民の迷惑となる目的の用に使用するものでないと認められること。

（3）　当該第三者が、別紙 11 に記載する内容を有する誓約書を甲に対して提出すること。

8　乙は、転借人（更に転貸された場合の借主も含む）に対して、前項記載の条件を遵守させなければならず、転借人が同条件に違反した場合は、乙の帰責とみなす。

（権利譲渡等の禁止）

第５条　乙は、本使用借権を第三者に譲渡し、又は、本使用借権に抵当権、質権その他の担保物件を設定することはできない。

（実地調査等）

第６条　甲は、本契約に定める乙の義務の履行状況について随時実地に調査し、又は、参考となるべき資料の提出若しくは報告を求めることができる。この場合において、乙は、正当な理由なくその調査を拒み、若しくは妨げ、又は、資料の提出若しくは報告を怠ってはならない。

（本契約の解除等）

第７条　次に掲げる事由の一に該当する場合、甲は、使用貸借の期間中にもかかわらず、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

（１）乙が本契約に定める義務に違反した場合

（２）事業契約の全部が解除された場合

（３）事業契約のうち福利厚生諸室等運営業務の全部又は一部が解除された場合

（４）本件貸付施設を甲において公共用又は公用に供するため必要を生じた場合

2　前項（１）乃至（３）の事由により本契約が解除された場合で、乙又は転借人が損害を受けることがあっても、甲はその賠償の責めを負わないものとする。

3　第１項（４）の事由によって本契約が解除された場合で、乙が損失を受けるときは、甲がその損失を補償するものとし、補償額については甲と乙とが協議して定めるものとする。

（本件貸付施設の返還）

第８条　乙は、貸付期間の満了又は第７条により本契約の全部又は一部が解除された場合、乙は本件貸付施設の全部又は一部を直ちに原状回復の上、甲に対して返還する。

（有益費等の放棄）

第９条　乙は、貸付期間が満了した場合又は第７条の規定により本契約の全部又は一部が終了し

た場合において、本件貸付施設の全部又は一部を返還するときは、乙が支出した必要費及び有益費等については、甲に対しその償還等の請求をすることができない。

（損害賠償）

第１０条　甲及び乙は、本契約に違反したために相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（契約の費用）

第１１条　本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（管轄裁判所）

第１２条　本契約に関する紛争は、第一審について千葉地方裁判所を専属管轄裁判所とする。

（疑義の決定等）

第１３条　本契約について疑義が生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

甲　千葉県
　　千葉県知事

乙

別紙 11　施設使用貸借契約書第４条第７項第３号に定める誓約書

# 施設使用貸借契約書第４条第７項第３号に定める誓約書

平成〇年〇月〇日

千葉県知事
　　堂本暁子　様

## 誓　約　書

〇〇株式会社は、千葉県及び[SPC]との間で平成〇年〇月〇日付けで締結された、使用貸借契約（以下「本契約」という。）に関し、本契約第４条第７項第３号の規定に基づき、当社が[SPC]から本書末尾に表示する物件（以下「当該施設」という。）を借り受けるにあたり、本日付けをもって、貴県に対して下記の事項を誓約します。

記

1　当社が、当該施設を維持管理及び運営するに際しては、千葉県警察本部新庁舎建設等事業（以下「本事業」という。）の趣旨を十分に理解した上で、本事業の妨げになるような行為は一切致しません。
2　当社は、当該施設を公の秩序又は善良の風俗に反する目的の用その他近隣住民の迷惑となる目的の用に使用しません。
3　上記１又は２に反した場合には、即座に、当該施設を当社の責任と費用において明け渡します。

（当該施設の表示）
　　-略-

以上

　　〇〇株式会社
　　代表取締役

別紙 12　事前調査報告書

# 調査報告書

平成〇年〇月〇日

千葉県知事
　　堂本暁子　様

SPC　　住　所
　　氏　名
　　代表者

SPC は、千葉県警察本部新庁舎建設等事業における事業契約書第 15 条の規定に基づき、以下の調査を完了したことを報告します。

| | |
|---|---|
| | |
| | |
| | |

別紙 13　設計変更確認申請書

# 設計変更確認申請書

平成〇年〇月〇日

千葉県知事
　　堂本暁子　様

SPC　　住　所
　　氏　名
　　代表者

SPC は、千葉県警察本部新庁舎建設等事業における事業契約書第 20 条の規定に基づき、以下の設計変更を申請します。

| | |
|---|---|
| | |
| | |
| | |
| | |

【　　SPC 名　　】　様

上記申請について承認します。

千葉県知事

別紙 14　SPC が付保する保険

## 1　建設期間中の保険

SPC は、調査・建設期間中、次の要件を満たす保険に加入しなければならない。なお、下記の「付保の条件」は最小限度の条件であり、SPC の判断に基づきさらに担保範囲の広い補償内容とすることを妨げるものではない

### (1)　建設工事保険

① 保険契約者　：SPC 又は請負人等
② 被保険者　：SPC、請負人等、千葉県を含む
③ 保険の対象　：本件の事業契約の対象となっている全ての工事
④ 保険の期間　：工事開始予定日を始期とし、本件施設の引渡日を終期とする。
⑤ 保険金額　：工事完成価額（消費税等を含む。）とする。
⑥ 補償する損害　：水災危険を含む不測かつ突発的な事故による損害

### (2)　第三者賠償責任保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。）

① 保険契約者　：SPC 又は請負人等
② 被保険者　：SPC、請負人等、千葉県を含む
③ 保険の期間　：工事開始予定日を始期とし、本件施設の引渡日を終期とする。
④ 保険金額　：対人 1 億円／1 名以上かつ 10 億円／1 事故以上、対物 1 億円／1 事故以上とする。
⑤ 免責金額　：5 万円／1 事故以下とする。
⑥ 付記事項　：1)　SPC 又は工事請負人等は、上記の保険契約を締結したときは、その保険証券を遅延なく県に提示する。
2)　SPC 又は工事請負人等は、県の承諾なく保険契約及び保険金額の変更又は解約をすることができない。
3)　SPC 又は工事請負人等は、業務遂行上における人身、対物及び車両の事故については、その損害に対する賠償責任を負い、これに伴う一切の費用を負担する。

## 2　第三者に及ぼした損害等

SPC は、維持管理期間中、次の要件を満たす保険に加入しなければならない。また、保険契約は 1 年ごとの更新でも認めることとする。なお、下記の「付保の条件」は最小限度の条件であり、SPC の判断に基づきさらに担保範囲の広い補償内容とすることを妨げるものではない。

### (1)　施設賠償責任保険

① 保険契約者　：SPC 又は請負人等
② 被保険者　：SPC、請負人等、千葉県を含む
③ 保険の期間　：維持管理期間開始日から維持管理期間終了日までとする。

④　保険金額　　：対人 1 億円／1 名以上かつ 10 億円／1 事故以上、対物 1 億円／1 事故以上とする。
⑤　免責金額　　：5 万円／1 事故以下とする。

### (2)　維持管理・運営業務を対象とした第三者賠償責任保険

①　保険契約者　　：SPC 又は請負人等
②　被保険者　　：SPC、請負人等、千葉県を含む
③　保険の期間　　：維持管理期間開始日から維持管理期間終了日までとする。
④　保険金額　　：対人 1 億円／1 名以上かつ 10 億円／1 事故以上、対物 1 億円／1 事故以上とする。
⑤　免責金額　　：5 万円／1 事故以下とする。

別紙 15　モニタリング及び改善要求措置並びに購入費の減額手続き等

## 1　モニタリングとサービス購入費の減額等の基本的考え方

### (1)　基本的考え方

SPC から県に提供されるサービスが、常に事業契約に定められたサービス要求水準（以下「要求水準」という。）を達成しているか検証するために、県は SPC の事業実施状況に係るモニタリングを実施する。モニタリングの結果、SPC が提供するサービスが要求水準に達していない場合、改善勧告を行い、要求水準を達成するよう求める。状況を改善することができない場合、或いは、SPC が改善勧告に従わない場合、県は、事業契約を解除することもある。

県が SPC に対して行うモニタリングの方法や項目についての詳細は、SPC が提供するサービスの方法により異なることから、事業契約締結後に、相互に協議し、モニタリング実施計画書を策定し、内容を確定するものとする。

なお、モニタリングには県と SPC が各々の業務を相互にチェックする機能がある。従って、ここでは県によるモニタリングについての概要を記すものであるが、SPC による県へのモニタリングの提案を妨げるものではない。

### (2)　モニタリングと減額の対象となるサービス

モニタリングの対象となるサービス及び減額の対象となる業務は以下のとおりとする。

| 区分 | 業　務 | 要求水準未達成時の措置 | |
|---|---|---|---|
| | | 減額措置 | 改善等の手続き |
| 施設整備費 | VE提案書に伴う本件施設設計変更業務及びその関連業務 | 施設整備費等の減額は行わない。ただし、支払を留保する場合がある。 | 改善勧告<br>契約解除 |
| | 千葉県庁南庁舎の解体・撤去工事及びその関連業務 | | |
| | 本件施設等の建設・整備工事及びその関連業務 | | |
| | 広報センター整備業務 | | |
| | 工事監理業務 | | |
| | 周辺家屋影響調査・対策業務 | | |
| | 電波障害調査・対策業務 | | |
| | 電波伝搬路調査・対策業務 | | |
| | 建設工事及びその関連業務に伴う各種申請等の業務 | | |
| | 施工完成検査・完成検査業務 | | |
| 維持管理費 | 建物保守管理業務（点検・保守・修繕・更新その他一切の保守管理業務を含む。） | 維持管理費の支払いを減額する | 業務担当者、業務実施企業の変更<br>改善勧告<br>契約解除 |
| | 設備保守管理業務（点検・保守・修繕・更新その他一切の保守管理業務を含む。） | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 外構維持管理業務 | | |
| | 清掃業務（本件施設等内部及び本件土地内の清掃業務） | | |
| | 植栽管理業務（点検・保守・修繕その他一切の保守管理業務を含む。） | | |
| 運営費 | 警備業務 | 運営費の支払を減額する | 業務担当者、業務実施企業の変更<br>改善勧告<br>契約解除 |
| | 受付案内業務 | | |
| | 広報センター運営業務 | | |
| 特殊機器整備費 | 特殊機器開発業務 | 特殊機器整備費等の減額は行わない。ただし、支払を留保する場合がある。 | 改善勧告<br>契約解除 |
| | 特殊機器の製作、設置業務及び関連業務（県下の各警察署等への設置及び関連業務を含む） | | |
| | 特殊機器更新業務 | | |
| 特殊機器保守管理費 | 特殊機器の保守業務（警察本部庁舎及び県下の各警察署に整備した特殊機器の保守・修繕・更新その他一切の保守管理業務を含む） | 特殊機器保守管理費を減額する。 | 業務担当者、業務実施企業の変更<br>改善勧告<br>契約解除 |

### (3) 実施計画書の作成

県と SPC は、事業契約締結後に SPC が提出する事業計画書に基づいて、相互に協議し、モニタリングの時期、内容、実施体制、手順、評価基準等を記載したモニタリング実施計画書を作成する。

### (4) 実施時期

県は、以下のとおりのモニタリングを実施する。

#### ア 業務計画書の確認

県は、各事業年度の業務開始時に SPC が提出する業務計画書及び業務計画の変更等を確認する。

#### イ 本件施設等の引渡以前のモニタリング（施設整備段階）

建設時において、施設整備業務及び特殊機器整備業務の要求水準の達成が可能か確認する。完成確認完了時に施設整備業務及び特殊機器整備業務の要求水準を満たしているか確認する。

#### ウ 本件施設等の引渡以降のモニタリング（維持管理・運営段階）

提供されるサービスが要求水準を満たしているか確認する。

#### エ 事業期間終了時のモニタリング

事業終了時の本件施設等の性能が要求水準を満たしているか確認する。

### (5) 費用の負担

県が実施するモニタリングに係る費用は、県が負担し、SPC が自ら実施するモニタリング及び報告書類作成等に係る費用は、SPC の負担とする。

### (6)　通知

県は、モニタリングの実施後に、その評価結果を SPC に通知する。

## 2　モニタリングの方法

### (1)　業務計画書の確認

県は、SPC が提供する業務の実施体制・計画が要求水準等の内容を達成することが可能か、提案書の内容が実現可能かの観点から、SPC が提出する業務計画書の内容を確認する。

#### ア　モニタリング対象とモニタリング方法

下表に業務開始等におけるモニタリング対象とモニタリング方法を示す。

| 対　　象 | 方　　法 |
|---|---|
| 業務計画書の確認（業務開始時） | 本事業契約締結後、SPC が本事業の開始時に県に提出する業務計画書によって、要求水準書等の内容を達成することの蓋然性につき確認する。 |
| 業務計画書の確認（年度開始時） | 本施設の引渡後、契約期間中の各事業年度の初めに提出する業務計画書に基づき、県は、要求水準書等の内容を達成することの蓋然性ににつき確認する。 |
| 業務計画書変更の確認 | 本施設の利用環境の変更等により、事業契約時に定めた要求水準を変更することとなった場合においては、その変更に応じて新たに SPC から提出される業務計画書の確認を行う。 |
| 業務計画書の再提示・再確認 | 業務計画書の確認によって明らかに要求水準の達成が不可能である又は提案書の内容が実現不可能であると判断できる場合、SPC に業務計画の再検討を要請し、業務計画書の再作成・提出を求め、これを確認する。 |

#### イ　要求水準未達成の場合の措置

モニタリングの結果、業務計画書にある各種業務の実施体制・計画に基づいて業務を実施すると要求水準の達成が不可能と判断された場合、県は SPC に改善勧告を行う。SPC は、改善勧告を受けたときは迅速に業務計画書を改善し再提出する。改善勧告によっても改善が見込まれない場合は再度改善勧告を行い、これによっても改善が見込まれないときは本事業契約を解除する場合がある。業務計画書が要求水準を満たしていないことによって事業が遅れた場合における一切の損失は SPC が負う。

#### ウ　モニタリング体制

SPC が各事業年度開始時及び業務計画変更時に提出する業務計画書について、県担当者が確認等のモニタリングを行う。

### (2)　本施設の引渡以前のモニタリング（施設整備段階）

県は、本施設の引渡以前の施設等整備業務及び特殊機器整備業務に関して、要求水準書等の内容を達成しているかをモニタリングし、また、当該施設が要求水準書等の内容を達成することが可能か確認する。

### ア　モニタリング対象と主なモニタリング方法

下表に、本施設の引渡以前の施設等整備業務等に係るモニタリングの対象とモニタリングの方法を示す。

| 対　　象 | 方　　法 |
|---|---|
| VE提案書に伴う本件施設設計変更業務及びその関連業務 | SPC が策定する設計図書等を確認し、要求水準書等の内容を達成することの蓋然性を確認する。 |
| 千葉県庁南庁舎の解体･撤去工事及びその関連業務 | SPC が策定する工事監理業務報告書を確認し、要求水準書等の内容を達成することの蓋然性を確認する。 |
| 本件施設等の建設･整備工事及びその関連業務 | SPC が策定する設計図書等を確認し、要求水準書等の内容を達成することの蓋然性を確認する。 |
| 広報センター整備業務 | SPC が策定する工事監理業務報告書を確認し、要求水準書等の内容を達成することの蓋然性を確認する。 |
| 工事監理業務 | SPC が実施する工事監理業務が、要求水準書等の内容を達成しているか随時、現場の立入り検査等を行い確認する。 |
| 周辺家屋影響調査･対策業務 | SPC が策定する周辺家屋影響調査・対策報告書を確認し、要求水準書等の内容を達成することの蓋然性を確認する。 |
| 電波障害調査･対策業務 | SPC が策定する電波障害調査・対策報告書を確認し、要求水準書等の内容を達成することの蓋然性を確認する。 |
| 電波伝搬路調査･対策業務 | SPC が策定する電波伝搬路調査・対策報告書を確認し、要求水準書等の内容を達成することの蓋然性を確認する。 |
| 建設工事及びその関連業務に伴う各種申請等の業務 | SPC が策定する各種申請報告書を確認し、要求水準書等の内容を達成することの蓋然性を確認する。 |
| 特殊機器開発業務 | SPC が策定する納入物を確認し、要求水準書等の内容を達成することの蓋然性を確認する。 |
| 特殊機器の製作、設置業務及び関連業務 | SPC が策定する特殊機器等整備計画書を確認し、要求水準書等の内容を達成することの蓋然性を確認する。 |
| 特殊機器更新業務 | SPC が策定する特殊機器の更新に関する報告書を確認し、要求水準書等の内容を達成することの蓋然性を確認する。 |

### イ　要求水準未達成の場合の措置

モニタリングの結果、サービス要求水準書等の内容が達成されていないと判断された場合、県は SPC に改善勧告を行う。SPC は、改善勧告を受けたときは迅速に改善を行う。改善勧告によっても改善が見込まれないときは再度改善勧告を行い、これによっても改善が見込まれな

いとき、あるいは達成が不可能と判断されたときは、本事業契約を解除することがある。

SPC の責めにより、改善等の必要が生じた場合において、本施設の引渡後開始されるサービス購入費の支払が遅れた場合に生じる一切の損失は SPC が負うこととする。

**ウ　モニタリング体制**

県担当者が確認等のモニタリングを行う。

### (3)　完成確認

県は、本施設等の引渡時に、本施設がサービス要求水準書等の内容を満たしているか確認する。

**ア　モニタリング方法**

完成確認の方法は以下のとおりとする。

**(ア)**　県は、SPC 又は請負人等及び工事監理者立会いのもとで、完成確認を実施する。

**(イ)**　完成確認は、監理報告書、竣工図書、設計図書及び確認書との照合により実施する。

**(ウ)**　機器・備品の試運転等は、県による完成確認前に SPC が実施し、その報告書を県に提出する。なお、県は、試運転等に立ち会うことができる。施設等の試稼動等は、SPC の責任及び費用により行うものとする。

**(エ)**　SPC は、試運転とは別に、機器・備品の取扱いに関する県への説明を実施する。

**イ　要求水準未達成の場合の措置**

モニタリングの結果、サービス要求水準書等の内容が達成されていないと判断された場合は、県は SPC に改善勧告を行う。SPC は、改善勧告を受けたときは迅速に改善を行う。改善勧告によっても改善が見込まれない場合は再度改善勧告を行い、これによっても改善がなされないときは本事業契約を解除することがある。

SPC の責めにより、改善等の必要性が生じた場合において、本件施設等の引渡後に開始されるサービス購入費の支払が遅れた場合に生じる一切の損失は SPC が負う。

**ウ　モニタリングの体制**

県担当者が確認等のモニタリングを行う。

### (4)　本件施設等の引渡以降のモニタリング（維持管理・運営段階）

県は、本件施設等の引渡後、SPC が提供するサービスが要求水準書及び業務計画書等の内容を達成しているか確認する。

**ア　モニタリング対象と主なモニタリング項目**

モニタリングの対象業務及びモニタリング項目（例）は以下のとおりである。

なお、具体的なモニタリング項目については、事業契約締結後に SPC が提出する各種計画書を基に県と SPC が協議の上、モニタリング実施計画書を策定し、内容を確定する。

| 対象業務 | | 項目（例） |
|---|---|---|
| 維持管理業務 | 建物保守管理業務（点検･保守･修繕･更新その他一切の保守管理業務を含む。） | 損傷等の修繕状況<br>各点検の実施状況<br>修繕・更新業務の実施状況 |
| | 設備保守管理業務（点検･保守･修繕･更新その他一切の保守管理業務を含む。） | 各種設備の可動状態の確保<br>故障、障害等の復旧状況<br>各点検の実施状況<br>修繕・更新業務の実施状況 |
| | 外構維持管理業務 | 各点検の実施状況<br>修繕・更新業務の実施状況 |
| | 清掃業務（本件施設等内部及び本件土地内の清掃業務） | 清掃業務の実施状況<br>各エリアの清潔度 |
| | 植栽管理業務（点検･保守･修繕その他一切の保守管理業務を含む。） | 植栽管理業務の実施状況<br>樹木の枯損状況 |
| 運営業務 | 警備業務 | 巡回場所、巡回時間、巡回頻度、定位置配置<br>犯罪や事故発生時の措置 |
| | 受付案内業務 | 適正な水準のサービスの提供状況 |
| | 広報センター運営業務 | 適正な水準のサービスの提供状況 |
| 特殊機器保守管理業務 | 特殊機器保守管理業務 | 定期保守点検の実施状況<br>障害発生時の対応状況<br>機器更新及び消耗品の交換状況<br>地図更新の実施状況 |

### イ　モニタリング方法

県と SPC は、SPC が提供するサービスに対し、以下の３種類のモニタリングを実施する。ただし、県が SPC に対して行うモニタリング方法についての詳細は、SPC が提供するサービスの方法に依存するため、事業契約締結後に、SPC が提出する各種計画書を基に県と SPC が協議の上、モニタリング実施計画書を策定し、内容を確定する。

| 種類 | 主な方法 |
|---|---|
| 日常モニタリング | SPC は、毎日、自らの責任により業務遂行状況について適切な方法でモニタリングする。<br>SPC は、モニタリング結果に基づき、業務日誌を毎日作成する。<br>利用者・職員等からの苦情等があった場合には県に報告する。<br>SPC は、毎日の業務日誌及び報告事項をとりまとめ、月次業務報告書、年次業務報告書として県に提出する。業務報告書に記載されるべき具体的な項目及び内容は、本事業契約締結後に SPC が作成し、県に対して提出する業務計画書に基づき県との協議を経て決定されるものとする。 |

| | |
|---|---|
| 定期モニタリング | 県は SPC が作成し提出した業務報告書の内容を確認するとともに、県の職員は、月に１回施設を巡回し、予め協議のうえ定めたモニタリング項目に従って、各業務の遂行状況を確認・評価する。<br>県職員及び SPC が出席する委員会を月に１回開催し、日常モニタリング、定期モニタリングの結果報告を行うとともに、利用者・職員等からの苦情等の発生の原因についての検討及び意見交換等を行う。 |
| 随時モニタリング | 県は必要と認めるときは、県の職員が施設を巡回し、の遂行状況を確認・評価する。<br>県は、業務改善勧告を行った業務について、業務水準の確認を行う。<br>利用者や職員等からの苦情について、県は、随時、SPC ら必要な説明を求め、必要に応じて SPC の業務遂行要求水準についてモニタリングを実施する。 |

#### ウ　要求水準未達成の場合の措置

モニタリングの結果、サービス要求水準書等の内容が達成されていないと判断された場合、県は SPC に対して改善勧告を行い、維持管理の減額等の措置を行う。詳細は、「３．本施設の引渡以降の要求水準未達成の場合の措置」を参照のこと。

#### エ　モニタリング体制

SPC は、独自のモニタリング体制を構築し、セルフモニタリングを行い、業務日誌、月次業務報告書、年次業務報告書等を作成し県に提出する。県担当者は、SPC から提出されるこれらの報告書の確認等を行うほか、定期モニタリングや必要に応じて随時モニタリングを行う。

### (5)　事業終了時のモニタリング

県は、契約期間の終了時において、その後自らが維持管理業務及び運営業務を実施していくにあたり、サービス要求水準書等に示す機能を達成しているかどうかのモニタリングを行う。

#### ア　モニタリング対象と主なモニタリング項目

SPC は、事業期間終了に際しては、施設及び設備機器並びに什器・備品の改修又は更新の必要性を検討し、必要に応じて改修又は更新を行う。

また、事業期間終了後の改修又は更新の必要性等について調査し県に報告するものとする。さらに、県は SPC に対し、事業終了時の３か月前に事前に通知を行い、終了時のモニタリングを実施する。

県は、サービス要求水準書等及びこれに基づく設計図書等の関係図書をもとに、本施設の機能が要求水準を達成しているかどうかのモニタリングを行うものとし、原則として、サービス要求水準書に記載されているすべての事項について行うこととする。

#### イ　要求水準未達成の場合の措置

県は、モニタリング後、その内容を SPC に通知し、要求水準を達成していないと判断した内容について必要な改善勧告を行う。SPC は、改善勧告に従い必要な改善措置を実施し、定められた期限までに県の確認を受ける。改善の確認が得られない場合、県は再度改善勧告を行い、SPC はこれに対応する。

事業終了時までに改善が確認されない場合、県は、自らが改善を行う場合に想定される適切な費用の限度で、支払未了の施設整備費等の支払を留保する。

なお、県は、自らが改善を行う場合に想定される適切な費用が支払未了の施設整備費等を超える場合は、当期の支払未了のサービス購入費から減額を行い、それでも不足する場合は、別途、SPC に請求を行う。

#### ウ　モニタリングの体制

SPC の立会いのもと、県担当者が実施する。

### 3　本件施設等の引渡以降（維持管理・運営段階）の要求水準未達成の場合の措置

#### (1)　改善勧告

モニタリングの結果、要求水準が達成されていない場合は、県は SPC に対して業務改善・復旧に関する勧告を行う。

#### (2)　改善計画書の提出

SPC は、県からの改善勧告を受けた場合、直ちに改善計画書を作成し、県に提出する。県は、当該計画により、要求水準の改善・復旧が可能であると認めた場合、直ちにこれを承認する。なお、承認に当たって、県は改善計画書の変更を求めることができる。また、県は SPC と協議の上、業務改善勧告に対する改善期間を決定する。

#### (3)　改善・復旧行為の実施

SPC は、県の承認を受けた後、改善計画書に基づき、直ちに改善・復旧行為を実施し、県に報告する。県は、SPC からの改善・復旧の報告を受け、随時モニタリングを実施し、要求水準が回復していることを確認する。

#### (4)　改善費用の負担

要求水準が達成されない場合は、県と SPC は、相互に協力し状況の改善に努める。その後、事態の発生に至った責任の所在を明らかにし、県側の責めによる場合は、協議の上 SPC に生じた費用を県が負担する。その他の場合にあっては、改善に要した費用は SPC が費用を負担する。

#### (5)　業務担当者の変更、業務実施企業の変更、事業契約の終了等

県は、以下の場合、業務担当者の変更又は業務実施企業の変更を求めることができる。また、事業契約の全部又は一部を解除することができる。

**ア**　SPC から業務改善計画書の提出がない場合

**イ**　業務改善計画書に定めた期間内に業務を改善・復旧できなかった場合

**ウ**　同一の事象に対して既に２回の改善勧告が出されているにもかかわらず、要求水準を達成できない場合

**エ**　本事業の実施に当たって重大な支障があると認められる場合

## 4　支払の減額

### (1)　支払の減額の基本的考え方

県は、SPC の実施する業務が要求水準を達成していないことを確認した場合は、SPC に改善勧告を行うと同時に減額ポイントを毎月計上する。計上された減額ポイントを加算し、３か月分の減額ポイントが一定値に達した場合には、サービス購入費の減額を行う。

要求水準を達成していない場合とは、以下に示す状態と同等の事態をいう。

#### ア　重大な事象

施設利用者あるいは本施設における各運営業務の実施に重大な支障を及ぼす状態

#### イ　重大な事象以外の事象

アを除き、施設利用者、県職員等に対してサービスの低下が認められる状態各業務について、ア、イの状態となる基準は以下のとおりとする。

| 対象業務 | | ①重大な事象 | ②重大な事象以外の事象 |
|---|---|---|---|
| 維持管理業務 | 建物保守管理業務（点検･保守･修繕･更新その他一切の保守管理業務を含む。） | 防災計画の未整備<br>定期点検の未実施<br>故障等の状態の放置<br>安全措置の不備による人身事故の発生<br>災害時の未稼動(火災等発生時において消防用設備等としての機能を果たさない事態の発生)<br>更新計画の未整備<br>更新業務の未実施 等 | 建築保守管理業務の不備<br>業務報告の不備<br>関係者への連絡不備（利用者への未通知等）<br>更新計画の不備<br>更新業務の不備 等 |
| | 設備保守管理業務（点検･保守･修繕･更新その他一切の保守管理業務を含む。） | 保全上必要な修理等の未実施<br>法定点検、定期点検の未実施<br>安全措置の不備による人身事故の発生<br>故障等の状態の放置<br>更新計画の未整備<br>更新業務の未実施 等 | 保全上必要な修理等の不備<br>業務報告の不備<br>関係者への連絡不備（利用者への未通知等）<br>更新計画の不備<br>更新業務の不備 等 |
| | 外構維持管理業務 | 保全上必要な修理等の未実施<br>災害時の未稼動（火災等発生時において消防用設備等としての機能を果たさない事態の発生）<br>人身事故の発生<br>更新計画の未整備<br>更新業務の未実施 等 | 保全上必要な修理等の不備<br>業務報告の不備<br>関係者への連絡不備（利用者への未通知等）<br>更新計画の不備<br>更新業務の不備 等 |
| | 清掃業務（本件施設等内部及び本件土地内の清掃業務） | 定期清掃、特別清掃の未実施<br>等 | 日常清掃、定期清掃の不備<br>業務報告の不備<br>関係者への連絡不備（利用者への未通知等） 等 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 植栽管理業務（点検･保守･修繕その他一切の保守管理業務を含む。） | 管理業務の未実施による植栽の枯れ等の発生 等 | 管理業務の不備<br>業務報告の不備<br>関係者への連絡不備（利用者への未通知等）<br>更新計画の不備<br>更新業務の不備 等 |
| 運営業務 | 警備業務 | 警備業務の不備による侵入者による人身事故･犯罪の発生 等 | 業務報告の不備<br>関係者への連絡不備（利用者への未通知等） 等 |
| | 受付案内業務 | 故意による運営業務の放棄 等 | 業務報告の不備 等 |
| | 広報センター運営業務 | 故意による運営業務の放棄 等 | 業務報告の不備 等 |
| 特殊機器保守管理業務 | | 定期点検の未実施、障害発生の未対応等により警察業務に重大な影響を及ぼす事態の発生<br>警察情報や個人情報等の機密事項の漏洩等 | 保全上必要な点検の不備<br>保全上必要な障害対応の不備 |

### (2) 減額ポイントを加算しない場合

以下のア又はイに該当する場合には、減額ポイントを加算しない。

**ア** やむを得ないと県が認める原因により減額の対象となる事態が生じた場合で、かつ事前に県に連絡があった場合

**イ** 明らかにSPCの責めによらない原因によって減額の対象となる事態が生じた場合

### (3) サービス購入費に係る減額

#### ア 減額ポイントの対象となる業務

減額ポイントの対象となる業務区分は、以下のとおりとする。

**(ア)** 維持管理業務

**(イ)** 運営業務

**(ウ)** 特殊機器保守管理業務

#### イ 減額ポイント

基本減額ポイントの値は以下のとおりである。ただし、同じ原因で要求水準を満たしていない場合（再発の場合）、付与するポイントは、基本減額ポイントに再発回数を乗じた数値とする。

| レベル | | 基本減額ポイント |
|---|---|---|
| レベル1 | 重大な事象 | 20ポイント |
| レベル2 | 重大な事象以外の事象 | 3ポイント |

### ウ　減額ポイントの支払額への反映

県は、定期モニタリング等により SPC の業務が要求水準を満たしていないと判断した場合、減額ポイントを付与し、以下のとおり支払額へ反映するものとする。

モニタリングが終了し、減額ポイントがある場合には、県は SPC に減額ポイントを通知する。

・サービスの購入費の支払に際しては、6 か月分の減額ポイントの合計を計算し、下表に従って、対象業務のサービス購入費を定め、減額の必要がある場合には当月の支払額を SPC に通知する。なお、減額ポイントは対象となる業務区分ごとに計算し、減額も対象となる業務区分ごとに行う。

・当該 6 ヶ月間に合計された減額ポイントは、当該期間のモニタリングにのみ用いるものとし、次の期間に持ち越さない。

・SPC は、必要に応じ、減額の対象となった業務について県に対し説明を行うことができるほか、減額について異議がある場合には申し立てを行うことができるものとする。

・減額措置が決定した際に、すでに対象となる期間のサービス購入費の支払が行われている場合には算定された減額分を次期のサービス購入費より差し引く。

（減額金額）＝（減額対象業務の直前 6 ヶ月分のサービス購入費）×（減額の割合）

| 6 ヶ月の減額ポイント合計 | 減額率の方法 | 減額の幅 |
|---|---|---|
| 20 ポイント未満 | 0% | 0% |
| 20 ポイント以上<br>60 ポイント未満 | 20 ポイントを越えて 1 ポイントを越えるごとに 0.5%減額 | 0.5%～20% |
| 60 ポイント以上<br>100 ポイント未満 | 60 ポイントで 20%減額。さらに 60 ポイントを越えて、1 ポイントを越えるごとに 1.0%減額 | 20%～60% |
| 100 ポイント以上 | － | 60% |

別紙 16　工事開始前の提出図書

工事開始前の提出図書は、以下のとおりとする。提出時の体裁、部数等については、別途県が指示する。

1. 施工計画書
2. 全体工程表
3. 現場代理人・各種技術者届
4. 建設業務実施体制表
5. 監理計画書
6. 監理要員届
7. 監理体制表
8. その他必要図書

別紙 17　施工時提出の工事書類

施工時提出の工事書類は、以下のとおりとする。提出時の体裁、部数等については、別途県が指示する。

1. 月間工事工程表
2. 月間工事報告書
3. 月間工事監理報告書
4. その他必要図書

別紙 18　非常時・緊急時対応マニュアル

（事業者提案に基づき作成）

別紙 19　設備機器台帳及び備品台帳並びに操作マニュアル

（事業者提案に基づき作成）

別紙 20　工事完成図書

完成確認時の提出図書は、以下のとおりとする。提出時の体裁、部数等については、別途県が指示する。

1. 工事完了届
2. 目的物引渡書・同受領書
3. 工事完成検査報告書
4. 鍵及び備品、予備品引渡書・同受領書
5. 官公署関係書類
6. 保守工事連絡先一覧表
7. 主要下請業者及び主要資材業者一覧表
8. 主要機器及び材料製造業者一覧表
9. 各種保証書
10. 施設関係竣工図一式
11. システム関係完成図一式
12. 主要機器承認図及び試験成績表
13. 設備関係測定記録
14. 建物使用説明書
15. 設備機器取扱説明書
16. 竣工写真
17. その他必要書類

別紙 21　目的物引渡書

# 目的物引渡書

平成〇年〇月〇日

千葉県知事
　　堂本暁子　様

SPC　　住　所
　　氏　名
　　代表者

SPC は、以下の施設を、千葉県警察本部新庁舎建設等事業における事業契約書第 36 条（又は第 95 条）の規定に基づき、引き渡します

| | | |
|---|---|---|
| 工事名 | | |
| 工事場所 | | |
| 施設名称 | | |
| 引渡年月日 | | |
| 立会人 | 千葉県 | |
| | SPC | |

【　　SPC 名　　】　様

上記引渡年月日付けで、上記の物件の引渡しを受けました。

千葉県知事

別紙 22　保証書

千葉県知事
　　堂本暁子　様

# 保証書(案)

工事請負人等（以下「保証人」という。）は、千葉県警察本部新庁舎建設等事業（以下「本件事業」という。）に関連して、SPC が千葉県（以下「県」という。）との間で平成 17 年○月○付けで締結した千葉県南庁舎の解体・施設の建設及び維持管理・運営並びに特殊機器の整備・保守管理に関する契約（以下「事業契約」という。）に基づいて、SPC が県に対して負担する本保証書第 1 条の債務を SPC と連帯して保証する（以下「本保証」という。）。なお、本保証書において用いられる用語は、本保証書において特に定義されたものを除き、事業契約において定められるものと同様の意味を有するものとする。

（保証）
第 1 条　保証人は、事業契約［第 39 条第 4 項／第 96 条第 5 項］に基づく SPC の県に対する債務（以下「主債務」という。）を連帯して保証する。

（通知義務）
第 2 条　県は、工期の変更、延長、工事の中止その他事業契約又は主債務の内容に変更が生じた場合、遅滞なく当該事項を保証人に対して通知しなければならない。本保証の内容は、県による通知の内容に従って、当然に変更される。

（履行の請求）
第 3 条　県は、保証債務の履行を請求しようとするときは、保証人に対して、県が別途定めた様式による保証債務履行請求書を送付しなければならない。
2　保証人は、前項に規定する保証債務履行請求書を受領した日から 30 日以内に、当該請求にかかる保証債務の履行を開始しなければならない。県及び保証人は、本項に規定する保証債務の履行期限を、別途協議の上、決定する。
3　保証人は、金銭の支払を内容とする債務である保証債務の履行については、当該保証債務履行請求書を受領した日から 30 日以内に、当該請求にかかる保証債務の履行を完了しなければならない。

（求償権の行使）
第 4 条　保証人は、事業契約に基づく SPC の県に対する債務が全て履行されるまで、保証人が本保証に基づく保証債務を履行したことにより、代位によって取得した権利を行使してはならない。

（終了及び解約）
第 5 条　保証人は、本保証を解約することができない。
2　本保証は、事業契約に基づく SPC の債務が終了又は消滅した場合、当然に終了する。

（管轄裁判所）
第 6 条　本保証に関する紛争については、千葉地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

（準拠法）
第 7 条　本保証は、日本国法に準拠し、これによって解釈される。

以上の証として本保証書を 2 部作成し、保証人はこれに署名し、1 部を県に差し入れ、1 部を自ら保有する。

平成〇年〇月〇日

（保証人）　住　　所
名　　称
代表取締役　　印
住　　所
名　　称
代表取締役　　印
住　　所
名　　称
代表取締役　　印
住　　所
名　　称
代表取締役　　印

別紙 23　特殊機器の基本設計図書及び実施設計図書

特殊機器の基本設計図書及び実施設計図書の基本構成は、以下のとおりとする。なお、具体的な構成は、SPC からの提案に応じて契約締結までに決定する。

提出時の体裁、部数等については、別途県が指示する。

| 基本設計図書 | 実施設計図書 |
|---|---|
| ・　要件定義書<br>・　システム基本設計書<br>・　業務処理フロー<br>・　工程表 | ・　システム設計書<br>・　システム構成図<br>・　業務処理フロー<br>・　入出力情報及びレイアウト<br>・　システム制限事項<br>・　セキュリティ設計<br>・　システム運用設計 |

別紙 24　納入物一覧

納入物は、以下のとおりとする。詳細については、別途県と SPC の協議の上定める。

1. 特殊機器整備計画書
2. 特殊機器基本設計図書
3. 特殊機器実施設計図書
4. ソフトウエア仕様書
5. ソフトウエア
6. ハードウエア仕様書
7. ハードウエア
8. 完成図書
9. 操作マニュアル
10. 検査仕様書
11. 試験成績書

別紙 25　特殊機器整備計画書

（事業者提案に基づき作成）

別紙 26　特殊機器保守管理計画書及び特殊機器保守管理年間計画書

（事業者提案に基づき作成）

別紙 27　更新対象装置及び更新対象システム

更新対象装置及び更新対象システムは、以下のとおりとする。詳細については、別途県と SPC の協議の上定める。

1. 110 番情報管理システム・緊急配備指揮システム
2. 警察署ネットワークシステム
3. 地図情報システム
4. カーロケータシステム
5. マンロケータシステム
6. 通信指令ネットワークシステム
7. 訓練台システム

別紙 28　法令変更による増加費用及び損害の負担

法令の変更により県又はSPCに生じた合理的な増加費用及び県、SPC又は第三者に生じた損害は、以下の①及び②のいずれかに該当する場合には県が負担し、それ以外の法令変更についてはSPCが負担する。

① 本件事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法令変更
② 消費税その類似の税制度の新設・変更（税率の変更を含む。）

別紙 29　不可抗力による増加費用及び損害の負担割合

## 1　増加費用及び損害が SPC に生じた場合

### (1)　建設期間

建設期間中に不可抗力が生じた場合、本件施設等整備につき県又は SPC に生じた増加費用額及び県又は SPC に生じた損害額が同期間中の累計で、施設整備費相当又は特殊機器整備費の 100 分の 1 に至るまでは SPC が負担し、これを超える額については県が負担する。ただし、SPC が不可抗力により保険金を受領した場合、当該保険金の額が施設整備費相当又は特殊機器整備費相当の 100 分の 1 を超えるときは、当該超過額は、県の負担する増加費用額及び損害額から控除する。

建設期間中に不可抗力が生じた場合、特殊機器整備につき県又は事業者に生じた増加費用額及び県又は事業者に生じた損害額が同期間中の累計で、特殊機器整備費相当の 100 分の 1 に至るまでは事業者が負担し、これを超える額については県が負担する。ただし、事業者が不可抗力により保険金を受領した場合、当該保険金の額が特殊機器整備費相当の 100 分の 1 を超えるときは、当該超過額は、県の負担する増加費用額及び損害額から控除する。

### (2)　施設維持管理期間

施設維持管理期間中に不可抗力が生じた場合、維持管理・運営業務につき県又は SPC に生じた増加費用額及び県又は SPC に生じた損害額が当該不可抗力が発生した事業年度中の累計で、維持管理・運営費相当又は特殊機器保守管理費相当の１年間分の 100 分の 1 に至るまでは SPC が負担し、これを超える額については県が負担する。ただし、SPC が不可抗力により保険金を受領した場合、当該保険金の額が維持管理・運営費相当の 1 年間分の 100 分の 1 を超えるときは、当該超過額は、県の負担する増加費用額及び損害額から控除する。

### (3)　特殊機器保守管理期間

特殊機器保守管理期間中に不可抗力が生じた場合、特殊機器保守管理業務につき県又は事業者に生じた増加費用額及び県又は事業者に生じた損害額が当該不可抗力が発生した事業年度中の累計で、特殊機器保守管理費相当の１年間分の 100 分の 1 に至るまでは事業者が負担し、これを超える額については県が負担する。ただし、事業者が不可抗力により保険金を受領した場合、当該保険金の額が特殊機器保守管理費相当の 1 年間分の 100 分の 1 を超えるときは、当該超過額は、県の負担する増加費用額及び損害額から控除する。

## 2　損害が第三者に生じた場合

### (1)　建設期間

建設期間中に不可抗力が生じ、本件施設等整備又は特殊機器整備費につき第三者に損害が発生した場合、当該損害額が同期間中の累計で、施設整備費相当又は特殊機器保守管理費相当の 100 分の 1 に至るまでは SPC が、これを超える額については県がそれぞれ負担する。ただし、SPC が不可抗力により保険金を受領した場合、当該保険金の額が施設整備費相当又は特殊機器保守管理費相当の 100 分の 1 を超えるときは、当該超過額は、県の負担する損害額から控除する。

建設期間中に不可抗力が生じ、特殊機器整備につき第三者に損害が発生した場合、当該損害額

が同期間中の累計で、特殊機器整備費相当の 100 分の 1 に至るまでは事業者が、これを超える額については県がそれぞれ負担する。ただし、事業者が不可抗力により保険金を受領した場合、当該保険金の額が特殊機器整備費相当の 100 分の 1 を超えるときは、当該超過額は、県の負担する損害額から控除する。

### (2) 施設維持管理期間

施設維持管理期間中に不可抗力が生じ、第三者に損害が発生した場合、当該損害額が当該不可抗力が発生した事業年度中の累計で、維持管理・運営費相当又は特殊機器保守管理費相当の１年間分の 100 分の 1 に至るまでは SPC が負担し、これを超える額については県が負担する。ただし、SPC が不可抗力により保険金を受領した場合、当該保険金の額が維持管理・運営費相当の 1 年間分の 100 分の 1 を超えるときは、当該超過額は、県の負担する当該保険金額相当額は損害額から控除する。

### (3) 特殊機器保守管理期間

特殊機器保守管理期間中に不可抗力が生じ、第三者に損害が発生した場合、当該損害額が当該不可抗力が発生した事業年度中の累計で、特殊機器保守管理費相当の１年間分の 100 分の 1 に至るまでは事業者が負担し、これを超える額については県が負担する。ただし、事業者が不可抗力により保険金を受領した場合、当該保険金の額が特殊機器保守管理費相当の 1 年間分の 100 分の 1 を超えるときは、当該超過額は、県の負担する当該保険金額相当額は損害額から控除する。

別紙 30　出資者誓約書

平成〇年〇月〇日

千葉県知事
　　堂本暁子　様

# 出資者誓約書

　千葉県（以下「県」という。）及び［ ］（以下「SPC」という。）間において、本日付けで締結された千葉県警察本部新庁舎建設等事業に関する事業契約（以下「本事業契約」という。）に関して、出資者である［　］、［　］及び［　］（以下「当社ら」という。）は、本日付けをもって、県に対して下記の事項を連帯して誓約し、かつ、表明及び保証する。なお、特に明示の無い限り、本出資者誓約書において用いられる用語の定義は、本事業契約に定めるとおりとする。

記

1. SPC が、平成〇年〇月〇日に商法上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。

2. SPC の本日現在における発行済株式総数は［　］株であり、うち、［　］株を［　］が、［　］株を［　］が、及び［　］株を［　］が、それぞれ保有していること。

3. 当社らは、県の承諾なく、当社らが保有する SPC の株式又は出資の全部又は一部の第三者への譲渡は一切行わないこと。

4. SPC が本件事業を遂行するために行う資金調達を実現することを目的として、当社らが保有する SPC の株式又は出資の全部又は一部を金融機関に対して譲渡し、又は同株式又は出資上に担保権を設定する場合、事前にその旨を県に対して書面により通知し、県の承諾を得た上で行うこと。また、担保権設定契約書及び融資契約書の写しをその締結後速やかに県に対して提出すること。

5. 第 3 項及び第 4 項に規定する場合を除き、当社らは、本事業契約の終了までの間、SPC の株式又は出資を保有し、県の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。また、当社らの一部の者に対して当社らが保有する SPC の株式又は出資の全部又は一部を譲渡する場合においても、県の事前の書面による承諾を得て行うこと。

（保証人）　住　　所

名　　称

代表取締役　　印

住　　所

名　　称

代表取締役　　印

住　　所

名　　称

代表取締役　　印

住　　所

名　　称

代表取締役　　印